

令和5年度相馬野馬追ポスターコンペティション 応募規約

相馬野馬追執行委員会が主催する「令和5年度相馬野馬追ポスターコンペティション」(以下、「本コンペ」という)にご応募いただく前に、本規約をよくお読み頂き、同意のうえご応募ください。

本コンペにご応募された場合、本規約に同意いただいたものとみなします。

万一、本規約にご同意いただけない場合には、本コンペへの応募はご遠慮ください。

第1条(目的)

本コンペは国指定重要無形民俗文化財である相馬野馬追の PR ポスターを一般公募で決定するもの。

第2条(応募資格)

以下のすべての条件に該当する者のみ応募可能とする。

- (1) 高校生以上の個人または高校生以上で構成された団体。
- (2) 高校生は、保護者の同意のもと「保護者の同意書」を提出できる者。
- (3) 暴力団や反社会的勢力に属していないもしくはその関係者でない者。
- (4) 入選賞金、賞品、参加賞を日本国内で受け取り可能である者。

第3条(作品の規定)

- (1) 作品サイズは B1 (JIS (日本工業規格)) サイズ
※728×1030 cm
- (2) 提出データ形式は PDF 形式とする。
- (3) 文字はアウトライン化が行われていること
- (4) 画像は埋め込みが行われていること
- (5) 応募作品は自作、未発表のものとする。
- (6) 作品内に「国指定重要無形民俗文化財」「相馬野馬追」「お問合せ/相馬野馬追執行委員会 TEL: 0244-22-3064」「開催年、日程」「QR コード」「相馬家移住 700 年」を全て明記すること。
※詳細は別紙 1 参照
- (7) QR コードは URL(<https://soma-nomaoui.jp/>)を使用し各自取得すること。
- (8) 他者の著作権、著作者人格権を侵害又は侵害する恐れのないものである。
- (9) 特定の思想・宗教・政治的主張を含む表現、差別的表現、公序良俗に反する表現を含む作品は審査対象外とする。
- (10) 印刷・配布にあたり対価が発生する、又は他者の許諾が必要となる作品ではない

こと。

第4条(応募方法)

相馬野馬追執行委員会公式ページ(<https://soma-nomaoi.jp/>)の申込みフォームに必要事項を期日までに入力・送信する。もしくは、エントリーシートをダウンロード、必要事項を記入し、メールか郵送で期日までに提出する。

※高校生の応募は、保護者の同意書と学生であることを証明する書類(学生証の写しなど)が必要なため、申込みフォームからの応募は不可。エントリー受付期間中にエントリーシートと学生証写し、保護者の同意書を郵送等で提出する。

第5条(作品提出方法)

作品データの提出は、期日までに以下のいずれかの方法で行う。

- ・メールやファイル転送サービスを利用し提出する。
- ・CD-Rに保存し、郵送や持参し事務局に提出する。
- ・Blu-ray Discに保存し、郵送や持参し事務局に提出する。
- ・作品提出の際に、作品紹介シート(コンセプトシート)も提出する。

第6条(権利規定)

- (1) 入選作品のポスター等への使用やコンペ結果報告・公表、市広報への使用权は、主催者に帰属する。
- (2) 応募作品が入選した場合、主催者提示の譲渡契約書によって受賞の意思を確認する。
- (3) 上記の譲渡契約書に了承を得られない場合は受賞辞退とみなし、その後その者が被る応募作品に関する一切の不利益事項について補償しないこととする。

第7条(個人情報の取り扱い)

本コンペティションで応募者から提供された個人情報は、主催者が運営上の連絡や資料の発送、関連する催し物の連絡、統計処理にのみ利用する。ただし、入選作品の制作者の氏名、居住地については、WEBサイト、及びマスコミを通じて公表することがある。

第8条(審査結果の発表及び賞品、賞金の受領方法)

- (1) 審査結果は参加者全員に文書で通知し公表する。
- (2) 参加賞である次年度相馬野馬追入場券は個人応募1人2枚、団体応募1団体5枚の配布とする。
- (3) 参加賞は申込みフォームまたは、エントリーシートに記載の応募者住所に郵送する。

- (4) 受賞賞金等は、原則表彰式において手渡すものとする。
- (5) 応募者は審査結果に異議を申し立てることはできないものとする。

第9条(注意事項)

- (1) 他コンペティションへの同作品の応募は認めず、主催者の同意なしに他に公表しないものとする。
- (2) 作品の提出は1人又は1団体2点までとする。
- (3) 1団体につき5名までとし、必ず1名の代表者を指名する。
- (4) 団体に応募した場合、その団体の代表者が、別作品を個人応募した場合、両作品を審査対象外とする。
- (5) 作品制作に必要な素材は応募者各自で用意するものとする。
- (6) 最終審査会前に市広報、メディア等で候補作品の発表を行う場合がある。
- (7) 作品応募までにかかる全ての費用は参加者の負担とする。
- (8) 応募作品は原則として返却しない。ただし、例外的に返却を希望する場合は応募者の負担とする。
- (9) 審査結果発表後であっても、諸般の事情により入選作品をポスターに使用しないことがある。
- (10) 今年度入賞者(又は団体)は次年度相馬野馬追ポスターコンペティションへの参加を一時停止とする。
- (11) ポスターの印刷に係る費用は主催者が負担する。